

事 務 連 絡
令和4年7月26日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会 御中
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ庁競技スポーツ課

刑法等の一部を改正する法律による侮辱罪の法定刑引き上げ及びアスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例等について

このたび、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)が成立し、そのうち、侮辱罪の法定刑の引上げに係る規定は、令和4年7月7日に施行されました。

今般の改正に含まれる侮辱罪の法定刑の引上げは、アスリートを標的にしたものを含め、インターネット上での誹謗中傷の抑止等を目的とするものですので、その改正内容について周知いたします。

また、スポーツ大会において、アスリートが性的意図を持って写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案(以下「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」という。)について、競技会場において対策を講じている競技団体の取組事例を御紹介いたしますので、各スポーツ団体におかれては、取組事例を参考に、競技の特性に応じて必要な対策を講じて頂きますようお願いいたします。

あわせて、SNS等における誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントの被害にあわれたアスリートが活用できる相談窓口について改めて周知いたします。

宛先の各統括団体・機関におかれては、下記の内容を加盟・登録団体等に対して周知下さるようお願いいたします。その際、中央競技団体に対しては、加盟・登録の都道府県競技団体等への周知についても依頼くださるようお願いいたします。

1. 刑法改正による侮辱罪の法定刑引き上げについて【別添1】

近時、インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の意識が高まっています。

近時の誹謗中傷の実態に鑑み、侮辱罪（刑法 231 条）について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、侮辱罪の法定刑が引き上げられることとなりました。

侮辱罪の法定刑は、これまで「拘留又は科料」とされてきましたが、今回の改正で、「1 年以下の懲役若しくは禁錮若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げられました。

改正法は、令和 4 年 7 月 7 日から施行され、その後に行われた行為に適用されることとなります。

詳細は法務省の以下のウェブサイトをご覧ください。

【侮辱罪の法定刑の引上げ Q&A】

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00194.html#Q1

2. アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント防止に向けた競技団体の取組事例について

写真・動画による性的ハラスメントからアスリートを守るためには、一般の観客がアスリートを撮影する機会の多い競技大会等の場において、スポーツ団体や大会主催者が被害防止に向けた取組を進めることが重要です。

競技会場において様々な対策を講じている日本陸上競技連盟、日本バレーボール協会、日本トリアスロン連合の取組事例を御紹介いたしますので、各スポーツ団体におかれては、下記の取組事例を参考に、管轄の警察署等とも連携し、競技の特性に応じて必要な対策を講じて頂きますようお願いいたします。

■中央競技団体等の競技会場における取組事例

（1）都道府県警察との連携について

- ・ 都道府県警察と連携し、盗撮禁止ポスターに管轄警察署名を記載するとともに、管轄警察署に競技会場の巡回の協力を依頼。〈日本陸上競技連盟〉



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(2) 競技会場内での見回りについて

- ・ 大会関係者が、盗撮禁止やカメラ使用の注意点等と呼び掛けるプレートを持って観客席等を巡回し、注意喚起を実施。〈日本バレーボール協会〉〈日本陸上競技連盟〉
- ・ 警備員や大会関係者が定期的に巡回し、不自然なアングルでの撮影など、不審な行動をとっている者がいないか監視。〈日本バレーボール協会〉
- ・ 大会関係者がトイレや更衣室（控室含む）に不審な物がないか定期的に巡回し確認。〈日本バレーボール協会〉
- ・ 不審者に対する対応について、大会関係者の共通認識を図るため、見回りや声掛けに関するマニュアルを作成。〈日本陸上競技連盟（日本学生陸上競技連合）〉

(3) 競技会場における迷惑撮影防止ポスターの掲示、アナウンス等について

- ・ 場内アナウンスで盗撮防止について呼びかけを実施。
〈日本トライアスロン連合〉〈日本陸上競技連盟〉
- ・ 迷惑撮影防止に関するポスターを大型ビジョンで投影するとともに、競技会場内に掲示。
〈日本陸上競技連盟〉



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(4) 通報フォームの作成、競技会場での掲示について

- ・ 観客やアスリート関係者が不審な人物を見かけた際に大会主催者に通報できるよう、QRコード入りの通報フォームを作成し、競技会場内に掲示。
〈日本陸上競技連盟〉



〈写真提供：日本陸上競技連盟〉

(5) カメラ持込の制限について

- ・ 過剰に特定の部位をズームにした撮影を防ぐため、カメラの持ち込みを禁止。ただし、携帯電話やスマートフォン付属カメラでの撮影のみ、申請後に撮影を許可。

〈日本バレーボール協会〉

- ・ 競技会場内での撮影は主催者の許可制。特に、ジュニアの大会では、家族以外の撮影は、正式のメディア以外は許可しない運用としている。

〈日本トライアスロン連合〉

- ・ 競技会場内での撮影は主催者の許可制。申請者にはリボン・ビブスなど申請済であることがわかるものを着用するよう依頼。また、撮影許可の条件として「主催者が撮影した写真の開示を求めた際は必ず応じる」旨の同意書にサインするよう求めている。

〈日本陸上競技連盟(各加盟団体)〉

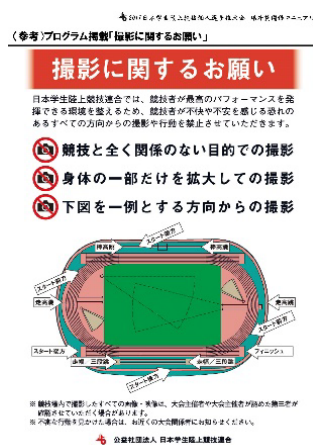


〈資料提供：日本実業団陸上競技連合〉

(6) 競技会場における撮影禁止エリアの設定について

- ・ 撮影禁止エリアを設定するとともに、撮影の方向(角度)を種目ごとに細かく設定。

〈日本陸上競技連盟(日本学生陸上競技連合)〉



〈資料提供：日本学生陸上競技連合〉

(7) アスリートへの注意喚起について

- ・ 選手に対して競技大会の注意事項等を説明する説明会の中で、盗撮被害について注意喚起を実施。〈日本トライアスロン連合〉

(8) 競技大会における表彰式等でのアスリートの服装について

- ・ 撮影機会が設けられている表彰式等においては、選手はユニフォームではなく、ジャージやTシャツ着用で参加するよう呼びかけ。〈日本陸上競技連盟〉

3. SNS等での誹謗中傷や写真や動画による性的ハラスメントに係る相談窓口について

アスリート等の権利を侵害するインターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口については、令和3年3月23日付事務連絡「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口等について」【別添2】において、アスリート等への周知を依頼させて頂いたところですが、改めて加盟・登録団体やアスリート等への周知をお願いします。

<参考>

- 違法・有害情報相談センター【総務省】(<https://www.ihaho.jp>)

相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。

- 人権相談【法務省】(https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html)

アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵害の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局において違法性を判断した上でプロバイダ等に対する削除要請を行います。

※ 全国の法務局における面談による相談のほか、以下の窓口からも相談可能です。

- ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
- ・「子どもの人権110番」 0120-007-110
- ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
- ・「外国語人権相談ダイヤル」(10言語対応) 0570-090911
- ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電 話：03-5253-4111（内線 2679）

メール：kyosport@mext.go.jp

侮辱罪の法定刑の引上げについて

令和4年6月
法務省

引上げの必要性

- インターネット上の誹謗中傷が特に社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっている
- 近時の誹謗中傷の実態への対応として、**侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に対して厳正に対処することが必要**

参考

(名誉毀損罪)

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

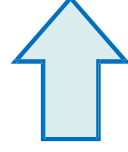
侮辱罪の法定刑の引上げ

改正前

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。
(30日未満) (1万円未満)

- 公訴時効期間は1年（刑事訴訟法第250条第2項第7号）



改正後（令和4年7月7日施行）

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 公訴時効期間は3年（刑事訴訟法第250条第2項第6号）
※施行3年後における施行状況の検証が附則に追加

別添 1

事 務 連 絡
令和 3 年 3 月 2 3 日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
一般社団法人大学スポーツ協会 御中
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ庁競技スポーツ課

アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント
に係る相談窓口等について

スポーツの大会等において、アスリートが性的意図を持って写真・動画を撮影されたり、アスリートの写真・動画がインターネット上に性的意図を持って掲載されたりする事案（以下「アスリートへの写真・動画による性的ハラスメント」という。）については、アスリートを被害から守るため、横断的に取組を進めていただいているところです。

検討課題の一つとなっていたアスリートへの写真・動画による性的ハラスメントに係る相談窓口に関し、まずは既存の相談窓口の活用について下記のとおりお知らせします。

宛先の各団体・機関（以下「統括団体等」という。）におかれては、下記の内容を加盟・登録団体等に対して周知いただくとともに、統括団体等及び加盟・登録団体等においてアスリート等に相談窓口を周知・案内する際に、参考にしていただくようお願いします。

記

1. インターネット上に掲載された写真・動画に係る対応について

(1) インターネット上の違法・有害情報に関する相談窓口について

インターネット上に掲載された情報がアスリート等の権利を侵害する違法・有害情報に当たる場合、サイト管理者・プロバイダ等に対し、掲載された写真・動画の削除を依頼するなどの対応が考えられます。別添資料（総務省作成）のとおり、インターネット上の違法・有害情報に関して相談可能な窓口が設置されていますので、加盟・登録団体等やアスリート等への周知をお願いします。

なお、具体的な対応については、各個別事案の違法性などを踏まえて判断されるものであり、何らかの対応が可能かどうかも含めて、各個別の事案により異なりますので御留意ください。

<参考>

- 違法・有害情報相談センター【総務省】(<https://www.ihaho.jp>)

相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う場合に、インターネットに関する専門知識や経験を有する相談員が、削除依頼の方法などをアドバイスします。

- 人権相談【法務省】(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>)

アスリート等の名誉毀損やプライバシー侵害等の人権侵犯の疑いのある事案について、相談に応じます。相談者自身がサイト管理者・プロバイダ等に対して削除依頼を行う方法等の助言に加え、法務局が違法性を判断した上で本人に代わってプロバイダ等に対する削除要請を行います。

※ 以下の複数の窓口から相談可能です。

- ・「みんなの人権110番」 0570-003-110
- ・「女性の人権ホットライン」 0570-070-810
- ・「外国語人権相談ダイヤル」（10言語対応） 0570-090911
- ・「インターネット人権相談」 <https://www.jinken.go.jp>

(2) スポーツ団体における対応について

統括団体等及び加盟・登録団体等における相談窓口のあり方については、引き続き検討を進めるとともに、現段階において個別に被害相談が寄せられるもののうち、統括団体等や加盟・登録団体等において対応が困難なものについては、(1)を参照しつつ、まずは事案に応じて適切な窓口を周知・案内いただくことも検討ください。

2. 大会中の写真・動画の撮影行為について

大会中の写真・動画の撮影行為については、各大会主催者等における開催要項等によるルールの整備を進めるべく検討が進められておりますが、引き続き、統括団体等の協力の下で事例のとりまとめ・共有に向けた検討を進めていただくようお願いします。

また、大会主催者等において、見回りや不審な撮影者への声かけ等が行われているところですが、例えば、赤外線透視機能付きカメラによる衣服の透過撮影行為が都道府県の迷惑防止条例違反で取り締まられた事例が存在するなど、事案の性質によっては、最寄りの警察署に通報することで取締りが行われる場合があります（ただし、事案の内容や都道府県ごとの条例整備状況等によって、個別の事案に係る具体的な対応は異なります。）。

不適切な撮影行為の抑止効果を高める観点から、事案によっては法令・条例に基づき処罰される可能性がある旨を注意喚起することも考えられますので、ポスターの掲示や大会プログラム・チラシ等への掲載、会場でのアナウンスなど、各大会において適切な取組が進められるよう、統括団体等におかれては、主催大会等における対応及び加盟・登録団体への周知をお願いいたします。

【本件担当】

スポーツ庁競技スポーツ課企画係

電 話：03-5253-4111（内線 2679）

メール：kyosport@mext.go.jp

<別添>

インターネット上の違法有害情報に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ ころも」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro>

◎悩みや不安を抱えて困っている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、様々な方法による相談が可能です。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に
賠償等を求めたい

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

弁護士に相談
または 法テラス

<https://www.houterasu.or.jp>

最寄りの警察署や都道府県警察
本部のサイバー犯罪相談窓口

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの
専門家に相談したい

人権問題の専門機関に
相談したい

国の機関に
相談したい

民間機関に
相談したい

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)



<https://www.ihaho.jp>



迅速な助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。
- ◎インターネットに関する技術や制度等の**専門知識や経験**を有する相談員が対応
- ◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広いアドバイスが可能**
- ◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスをを行う相談窓口です

「人権相談」
(法務省)



<https://www.jinken.go.jp>

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

- ◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などの**助言**に加え、**法務局**が事案に応じて**プロバイダ等に対する削除要請**を行います。
- ◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局**が**違法性を判断**した上で行います。
- ◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います(外国語にも対応)。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフティーインターネット協会)



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying>

プロバイダへの連絡

- ◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。
- ◎インターネット企業有志によって運営されるセーフティーインターネット協会(SIA)が運営しています。
- ◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。